

登録移転(兵庫県への転入)【様式第2号】

現在、兵庫県以外の都道府県で登録されている方が、兵庫県内の次に掲げる事業所に就業するに当たり、兵庫県へ登録移転〔転入〕の申請をすることができます。

ただし、有効期間の満了に伴い介護支援専門員証が失効している方については、再研修を修了した上で、申請を行ってください。

居宅介護支援事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、介護保険施設、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センター

1 必要書類

| | 必要書類 | 留意点 |
|---|---|---|
| ① | 様式第2号(介護支援専門員登録移転申請書兼介護支援専門員証交付申請書) | プリントアウトできない場合は「様式第2号請求」と朱書きのうえ、返信用封筒と82円切手を同封して郵送してください。 |
| ② | 兵庫県収入証紙[1,800円分] | 兵庫県内の銀行等で販売しています。※郵便局で販売している「収入印紙」ではありません! |
| ③ | 写真2枚 ※縦3.0cm×横2.4cm、白黒・カラーどちらでも可。 ※申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの。 | 写真の裏面に氏名及び登録番号を記入してください。 1枚は様式第2号に貼付。もう1枚は申請書左肩にテープ止めしてください。 |
| ④ | 介護支援専門員証の <u>原本</u> | 紛失された方は、必ず申請書の下段にも署名・捺印してください。 |

2 提出する際の諸注意

- (1) 現在登録されている都道府県で交付された介護支援専門員証は効力を失いますので、本県への登録移転の申請とともに、介護支援専門員証の交付申請をしていただく必要があります。
- (2) 新しい証の発送は、通常は普通郵便で登録住所へ送付しますが、発送方法や送付先についてご希望があれば、申請書送付前に当課までご相談ください。

3 チェックリスト(申請前に必ずご確認ください。)

| 確認事項 | チェック欄 |
|---|-------|
| (1) 兵庫県内の上記の事業所等に就業するに当たっての申請ですか。(就業する予定がなければ申請できません。) | |
| (2) <u>有効期間満了に伴い介護支援専門員証が失効している方については、再研修を修了していますか。</u> (その際、様式第1号の2と再研修の修了証明書(写し)を提出していただく必要があります。再研修を修了していない場合は、登録移転を行うことはできません。) | |
| (3) 必要書類は①～④全て揃っていますか。 | |
| (4) ①の申請書について、記入漏れ及び写真・収入証紙の貼付漏れ、押印漏れはありませんか。 | |
| (5) 登録している氏名、住所等に変更がある場合、現在登録している都道府県に登録事項の変更の手続きをとっていますか。 | |
| (6) 提出先を間違っていないですか。(提出先は兵庫県ではありません。) | |

4 提出先 現在登録をされている都道府県の介護保険担当課

5 問合せ先 兵庫県健康福祉部高齢政策課 計画・審査班
TEL 078-341-7711 (内線3108, 3109, 3110)